

# 4 介護保険

## 介護保険とは

介護保険は、介護が必要な状態になっても、できるかぎり住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするため、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度です。

被保険者（40歳以上の方）の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営しています。

### ●被保険者（加入者）

#### ◇第1号被保険者（65歳以上の方）

区から介護や支援などが必要と認定された方はサービスを利用できます。

被保険者証は65歳になる月の前月に郵送します。

#### ◇第2号被保険者（40～64歳の医療保険に加入している方）

下記の特定疾病が原因で区から介護や支援などが必要と認定された方は、サービスを利用できます。

被保険者証は要介護認定を受けた方など、必要に応じて交付します。

**特定疾病** 医学的に、加齢による心身の変化に起因すると考えられる疾病で、16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

問 合 せ 介護保険課 資格保険料係 ☎5984-4592 FAX3993-6362

特定疾病については 介護保険課 認定審査会担当係 ☎5984-2867 FAX3993-6362

# 介護保険料

## ●第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

介護保険料は、練馬区が必要な介護サービス費用などを見込んで3年ごとに決めます。

本人や世帯の特別区民税課税状況（前年の所得・収入状況）などに応じて下表のとおり15段階に分かれます。

年度途中で65歳になられた方や、区外から転入された方は、月割りで算定します。

### ◇平成27年度から29年度までの所得段階別の年間保険料額

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給の方 ・世帯全員が特別区民税非課税で、老齢福祉年金 <sup>※1</sup> 受給の方 ・世帯全員が特別区民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 <sup>※2</sup> と合計所得金額 <sup>※3</sup> の合計が80万円以下の方	31,460円
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 <sup>※2</sup> と合計所得金額 <sup>※3</sup> の合計が80万円を超え120万円以下の方	41,940円
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 <sup>※2</sup> と合計所得金額 <sup>※3</sup> の合計が120万円を超える方 (本人が特別区民税未申告の方も含まれます)	48,930円
第4段階	同じ世帯に特別区民税課税者がいる方のうち、本人は特別区民税非課税で、前年の課税対象年金収入額 <sup>※2</sup> と合計所得金額 <sup>※3</sup> の合計が80万円以下の方	55,920円
第5段階	同じ世帯に特別区民税課税者がいる方のうち、本人は特別区民税非課税で、前年の課税対象年金収入額 <sup>※2</sup> と合計所得金額 <sup>※3</sup> の合計が80万円を超える方 (本人が特別区民税未申告の方も含まれます)	69,900円
第6段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が125万円未満の方	78,990円
第7段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が125万円以上200万円未満の方	89,480円
第8段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が200万円以上300万円未満の方	104,160円
第9段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が300万円以上400万円未満の方	117,440円
第10段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が400万円以上600万円未満の方	131,420円
第11段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が600万円以上800万円未満の方	146,790円
第12段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が800万円以上1,000万円未満の方	162,870円
第13段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が1,000万円以上1,500万円未満の方	181,740円
第14段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が1,500万円以上2,000万円未満の方	195,720円
第15段階	本人が特別区民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> が2,000万円以上の方	209,700円

※1 老齢福祉年金

明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 課税対象年金収入額

非課税年金（障害年金、遺族年金など）以外の年金の総支給年額です。

※3 合計所得金額

年金、給与等の収入から必要経費を差し引いた所得額の合計で、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。土地建物等の譲渡所得がある場合は特別控除前の金額、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

## ◇保険料の納め方

●老齢・退職年金、遺族年金、障害年金のうち、いずれか一つの年金の年額が18万円以上の方	年金から徴収 (特別徴収)
●年金の年額が18万円未満の方 ●年金を受給していない方 ●年金の支払いが停止された方 ●65歳になって間もない方 ●練馬区外から転入して間もない方 ●年度途中で所得段階が変更となった方	納付書や口座振替により納付 (普通徴収)

※保険料の納め方は選択できません。一定の条件に当てはまると、特別徴収が開始されます。

## ◇介護保険料を納めないでいると

地方税法の例により財産の差押えを行う場合があります。また、将来、介護保険サービスを利用する際に、給付制限を行います。

## ●保険料の滞納期間が1年以上の場合（支払い方法の変更）

介護保険サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担することがあります。後から申請にもとづいて9割または8割分を返還します。

## ●保険料の滞納期間が1年6か月以上の場合（保険給付の一時差止）

利用している介護保険サービスの給付費（9割または8割）の一部または全部を、一時的に差し止められる場合があります。それでも滞納している場合、差し止めた給付費から滞納保険料を差し引きます。

## ●保険料の滞納期間が2年以上の場合（給付額減額）

介護保険料を滞納している期間に応じて、本来1割または2割である本人負担の割合が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の支給が受けられなかったり、居住費（滞在費）・食費の減額が受けられなくなります。

## ◇介護保険料の減免

災害など特別な事情で、一時的に収入が減少したために、保険料を納めることが困難な方や、公共事業への協力により自宅を買換え（建替え）た方を対象に、保険料を減免する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

## ◇生計困難な方の保険料を減額します

下記のすべての条件に該当する方は、介護保険料を第1段階の保険料額に減額します。

平成29年度分は平成30年3月末日まで（土・日・祝休日を除く）、介護保険課で受け付けています。来庁できない方は、ご相談ください。

(1)介護保険料の所得段階が、第2段階または第3段階の方

(2)世帯全員の平成28年中の年間収入（収入には遺族年金や障害年金、手当、仕送りなどの非課税収入も含まれます。）の合計額が、ひとり世帯で150万円以下、ふたり世帯で200万円（世帯の中でひとり増えるごとに50万円加算）以下の方

(3)世帯全員の預貯金、有価証券、債券等の合計額が、ひとり世帯で150万円以下、ふたり世帯で200万円（世帯の中でひとり増えるごとに50万円加算）以下の方

(4)介護保険料を滞納していない方

## 【申請に必要なもの】

- 平成28年中の世帯全員の収入がわかるもの（年金の支給額決定通知書・源泉徴収票など）
- 世帯全員の現在（申請時）の預貯金等のわかるもの（預貯金通帳、有価証券、債券の写しなど）
- 平成29年度の介護保険料通知書

※条件および必要書類は年度ごとに異なりますので、お問い合わせください。

問 合 せ 介護保険課 資格保険料係 ☎5984-4592 FAX3993-6362  
給付制限については ☎5984-4593 FAX3993-6362

## ●第2号被保険者（40～64歳までの方）の保険料

加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料の一部として納めていただきます。詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

なお、65歳の誕生日を迎えられる方は、算定方法が切り替わります。誕生日の前日の月分から医療保険から切り離し、練馬区へ個別に保険料を納めていただきます。納付書は後日、介護保険課から送付いたします。※医療保険料は引き続き加入している医療保険者へ納めていただきます。

問 合 せ 各医療保険者

### コラム

介護保険の利用方法やサービス内容などを説明したパンフレット

#### 「すぐわかる介護保険」 「介護サービスの正しい利用法」

を配布しています。



#### 主な配布場所

- 高齢者相談センター・同支所(22～26ページ)
  - 介護保険課（練馬区役所東庁舎4階）
- ※「すぐわかる介護保険」は、この他に区民事務所（練馬を除く）、保健相談所などでも配布しています。
- ※「介護サービスの正しい利用法」は、この他に区民事務所（練馬を除く）などでも配布しています。

問合せ 「すぐわかる介護保険」については

介護保険課 管理係 ☎5984-2863

FAX 3993-6362

「介護サービスの正しい利用法」については

介護保険課 給付係 ☎5984-4591

FAX 3993-6362



# 介護保険サービス利用の流れ

## 相談する

高齢者相談センター・同支所または介護保険課窓口で、目的や希望するサービスを伝えます。

一般介護予防事業への参加を希望 など

介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)の利用を希望 など

要介護認定が必要なサービスを希望 など

※40～64歳の方(第2号被保険者)は、健康長寿チェックシートで、サービス事業の対象者となることはなく、要介護認定の申請が必要です。

### 健康長寿チェックシート(基本チェックリスト)

25の質問項目で日常生活に必要な生活機能が低下していないかを調べます。  
サービス事業のみを希望する場合には、健康長寿チェックシートによる判断だけで、サービスを利用できます。

要介護認定の申請

要介護認定(調査～判定)

非該当

認定

介護予防・生活支援サービス事業対象者

要支援  
要支援 1・2

要介護  
要介護 1～5

介護予防・生活支援サービス事業  
65～67 ページ

介護予防サービス  
地域密着型介護予防サービス  
61 ページ

介護サービス  
地域密着型サービス

を利用できます。

居宅サービス  
地域密着型サービス  
57～59 ページ

施設サービス  
58・59 ページ

要支援1・2と判定された方は、「介護予防サービス」、「地域密着型介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。  
介護予防・生活支援サービス事業対象者は、「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用できます。

健康長寿はつらつ事業(一般介護予防事業)(すべての高齢者が利用可能) 49・50ページ

練馬区の福祉サービス(受けられる場合があります) 68～83ページ